

低所得者に対する支授と生活保護制度				九〇
保健医療サービス				九〇
権利擁護と成年後見制度				九〇
精神医学	六	一六二	六	一六二
精神保健学	六	一六二	六	一六二
精神科リハビリテーション学	六	一六二	六	一六二
精神保健福祉論	九	二四三	九	二四三
精神保健福祉援助技術総論	六	一六二	六	一六二
精神保健福祉援助技術各論	六	一六二	六	一六二
精神保健福祉援助技術演習	六	一六二	六	一六二
合計	三九	一、四一三	四五	二、三八五

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定を受けている精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)第七条第二号若しくは第三号に規定する学校、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第百八十四号)第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校又は養成施設において精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、第二条の規定による改正後の精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則別表第一及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

国土交通省令第三十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成二十年法律第三十号)の施行に伴い、及び道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第十三条第六号の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年五月十二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令
 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。
 第十三条中「一」に「を」を「いすれかに」に改め、同条第五号中「二類感染症」の下に「新型インフルエンザ等感染症」を、「第八条」の下に「(同法第七条において準用する場合を含む。)」を加える。

附則

この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年五月十二日)から施行する。

告

示

総務省告示第二百九十号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十五条の十二の六第二号イ(7)及び第三号の規定に基づき、昭和六十三年郵政省告示第八百七十四号(ATCRBS)の無線局の無線設備の技術的条件を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十年五月十二日

総務大臣 増田 寛也

第二項各号列記以外の部分中「次の技術的条件」を「次のいずれかの技術的条件」に改め、同項第二号(一)を次のように改める。

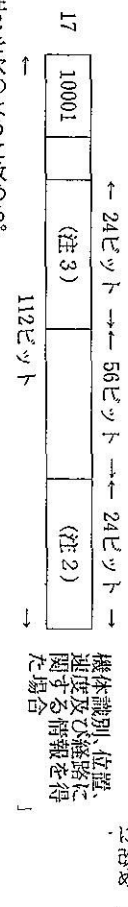
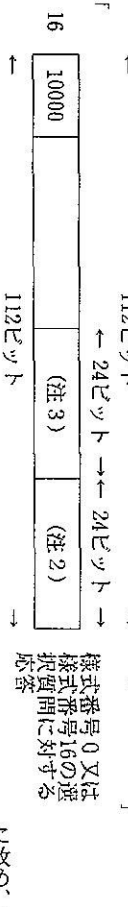
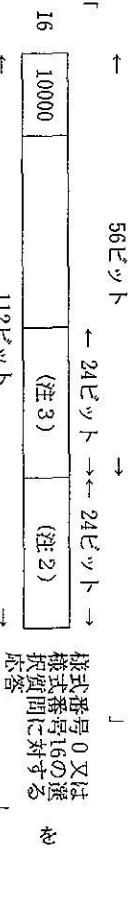
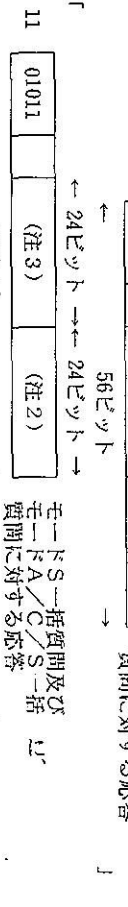
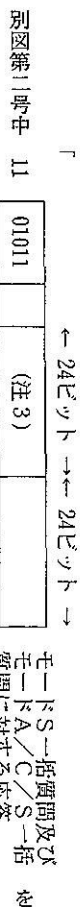
(一) 次のいずれかの条件に適合するものであること。

(1) 質問信号に応答するほか、〇・八秒以上一・二秒以下の間隔において一回、設備規則別図第八号の二に示す信号を送信すること。この場合において、タイムバシテイを有するものにあつては、当該信号を二の空中線から交互に送信すること。

(2) 航空機内の機器から機体識別、位置、速度及び経路に関する情報を得た場合においては、(1)の条件に適合するほか、設備規則別図第八号の二に示す信号を一秒間の平均で六・二回以下送信するものであること。この場合において、タイムバシテイを有するものにあつては、次のいずれかの条件に適合するものであること。

ア 航空機が飛行中の場合は、同図に示す信号を二の空中線から交互に送信すること。

イ 航空機が地上にある場合は、同図に示す信号を機体の上部に取り付けられた空中線から送信すること。ただし、使用する空中線についてSSRから指示があつた場合は当該指示に従ふこと。



注2を次のように改める。

注2 誤り検出のための符号化を行った航空機局の標識信号とし、標識信号をa₁, a₂, a₃, a₄, a₅, a₆, a₇, a₈, a₉, a₁₀, a₁₁, a₁₂, a₁₃, a₁₄, a₁₅, a₁₆, a₁₇, a₁₈, a₁₉, a₂₀, a₂₁, a₂₂としたとき、24ビットの符号のうちi番目の符号は、a_i ⊕ Pとする。

この場合において、Pは、X²⁴・M(X)をX²⁴+X²³+X²²+X²¹+X²⁰+X¹⁹+X¹⁸+X¹⁷+X¹⁶+X¹⁵+X¹⁴+X¹³+X¹²+X¹¹+X¹⁰+X⁹+X⁸+1で除したときの剰余R(X)のX²⁴の係数とする。ただし、

$$M(X) = \begin{cases} \sum_{i=0}^{23} m_i X^{24-i} & (\text{様式番号 } 0, 4, 5, 11 \text{ の場合}) \\ \sum_{i=0}^{23} m_i X^{24-i} & (\text{様式番号 } 16, 17, 20, 21, 22 \text{ の場合}) \end{cases}$$

とし、m_iは各信号のデータプロットのk番目の符号とする。

なお、様式番号11及び17については、誤り検出のための符号化を行った航空機局の標識信号以外の信号とすることができる。